



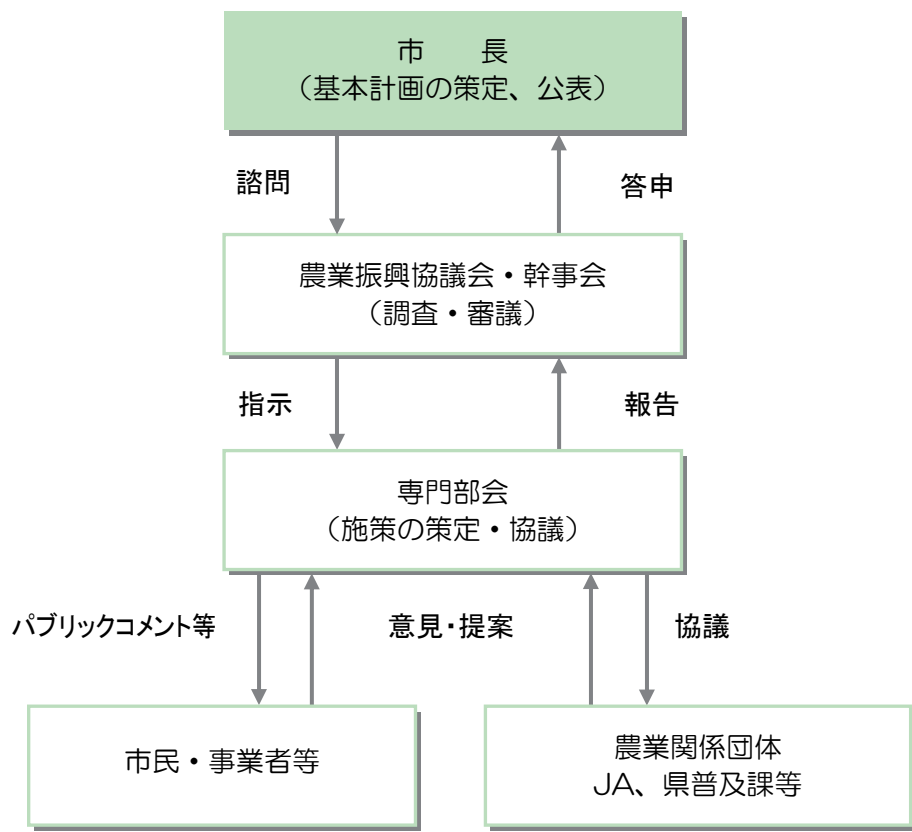
# 資料

## 1 成果指標と目標の一覧

項目	基本施策	単位施策	指標名	基準値 (2015年度)	目標値 (2021年度)
1 食料	(1) 食料の安全性の確保等	食料の安全性の確保	食品の安全性に係るアンケートにおいて、安全だと感じる割合	13.4%	15%
	(2) 地産地消 <sup>※</sup> の推進	地元農産物の普及促進	食料自給率 <sup>※</sup>	33.6%	36.4%
		地元農産物を活用した商品開発等の推進	商品・レシピ等の開発数(累計)	2件	8件
	(3) 食育 <sup>※</sup> の推進	食育 <sup>※</sup> 活動の推進	農業体験等の開催回数	25回	30回
健全な食生活の実践		カラダいきいき栄養相談の開催回数	10回	20回	
2 農業	(1) 担い手の育成及び確保	担い手の育成及び支援	農業法人数	8法人	10法人
		新規就農者への支援	認定新規就農者 <sup>※</sup> の新規認定者数(累計)	2人	8人
	(2) 農地の確保等	農業生産基盤整備の推進	経営体育成基盤整備事業地区数	5地区	6地区
		農地の利用集積の促進	農地利用集積率	56.9%( <sup>※</sup> 1)	63%
	(3) 生産の振興	産地活性化の推進	「甘ひびき」の出荷量	5,018玉	15,000玉
	(4) 環境保全型農業の推進	環境保全型農業の推進	鎮圧ローラー等にて整地された直播耕作地の面積	125ha	200ha
	(5) 農業経営の安定	農業経営体の育成	認定農業者 <sup>※</sup> の新規認定者数(累計)	13人	40人
		農業経営体の支援	農業経営体の支援件数	11件	15件
(6) 農村の総合的な振興	地域の特性を生かした農村環境の整備	農用地域 <sup>※</sup> での活動実施組織数	33組織	37組織	
3 交流	(1) 交流の推進	農業への理解の促進	ウェブサイト等からの情報発信回数	13回	20回
		農業者と消費者等が交流する機会の確保	産直市等の開催回数	10回	12回
	(2) 広域的な交流	広域的な交流の推進	ふれあい田んぼアート <sup>※</sup> の申込者数	837人	900人

(<sup>※</sup>1)「農地利用集積率」の基準値は、平成28年度(2016年度)の実績値

## 2 計画の策定体制



### 3 安城市農業振興協議会委員名簿

(任期 平成27年12月1日～平成29年11月30日)

平成29年3月31日現在

No.	役職	氏名	所属	選任区分 (条例第25条)
1	会長	中田 晴久	安城市農業委員会会長	農業団体の代表者
2	副会長	石川 克則	あいち中央農業協同組合代表理事組合長	農業団体の代表者
3	委員	浅田 奈津子	安城市消費生活学校代表	市民
4	委員	安藤 明美	学校法人安城学園愛知学泉大学 家政学部長・教授	学識経験者
5	委員	石川 正男	あいち中央農業協同組合営農部 会安城地区部長	農業者
6	委員	稲垣 茂行	農用地利用改善組合代表	農業団体の代表者
7	委員	神谷 金衛	明治用水土地改良区理事長	農業団体の代表者
8	委員	杉浦 英博	西三河農林水産事務所農業改良 普及課長	関係行政機関の職員
9	委員	杉浦 ひろ子	安城エプロン会代表	市民
10	委員	田所 登代子	生活協同組合 コープあいち理事	事業者
11	委員	鳥居 博幸	安城土地改良区副理事長	農業団体の代表者
12	委員	中嶋 恵美子	安城市農業委員会委員	農業者
13	委員	古居 敬子	グリーンそう代表	市民
14	委員	細井 英治	安城市商店街連盟会長	事業者

(敬称略・会長、副会長以下五十音順)

関係条例等 ・ 農業基本条例第25条  
農業振興協議会規則

## 4 計画の策定経過

開催（実施）日	内 容
平成 28 年 5 月	「第 2 次食料・農業・交流基本計画に係るアンケート」の実施 調査対象 市の認定農業者* 調査方法 郵送による調査票の発送及び回収、無記名調査 回収状況 有効回収数 66（回収率 38.6%）
平成 28 年 7 月 8 日	第 1 回作業部会 【議題】 ・第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画策定方針について ・安城市食料・農業・交流基本計画の進捗状況の確認について ・第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画の策定方針等と今後の作業について
平成 28 年 7 月 11 日	JA・県普及課との第 1 回打合せ 【議題】 ・第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画策定方針について ・安城市食料・農業・交流基本計画の進捗状況について ・第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画の策定方針等について
平成 28 年 7 月 26 日	第 1 回安城市農業振興協議会幹事会 【議題】 ・安城市食料・農業・交流基本計画の進捗状況と総括について ・第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画の策定方針等について
平成 28 年 7 月 29 日	第 1 回安城市農業振興協議会 【議題】 ・安城市食料・農業・交流基本計画の進捗状況と総括について ・第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画の策定方針等について
平成 28 年 8 月 17 日	第 1 回専門部会 【議題】 ・第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画策定方針等について ・関係課の担当施策の検討結果等について
平成 28 年 9 月	「第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画策定に係る市民アンケート調査」の実施 調査対象 20 歳以上の市民 2,000 名（住民基本台帳から無作為抽出） 調査方法 郵送による調査票の発送及び回収、無記名調査 回収状況 有効回収数 818（回収率 40.9%）
平成 28 年 9 月 8 日	第 2 回作業部会 【議題】 ・第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画の体系素案について ・素案の作成について

開催（実施）日	内 容
平成 28 年 9 月 15 日	JA・県普及課との第2回打合せ 【議題】 ・第2次安城市食料・農業・交流基本計画の体系素案について ・素案の確認等について
平成 28 年 10 月 13 日	第2回専門部会 【議題】 ・第2次安城市食料・農業・交流基本計画に係る各課の施策について ・第2次安城市食料・農業・交流基本計画（素案）について
平成 28 年 10 月 14 日	第2回安城市農業振興協議会幹事会 【議題】 ・第2次安城市食料・農業・交流基本計画（素案）について ・安城市農業賞各部門の選者について
平成 28 年 10 月 20 日	第2回安城市農業振興協議会 【議題】 ・第2次安城市食料・農業・交流基本計画（素案）について ・安城市農業賞各部門の選者について
平成 28 年 11 月 15 日	第3回安城市農業振興協議会幹事会 【議題】 ・第2次安城市食料・農業・交流基本計画（案）について ・今後のスケジュールについて
平成 28 年 11 月 21 日	第3回安城市農業振興協議会 【議題】 ・第2次安城市食料・農業・交流基本計画（案）について ・今後のスケジュールについて
平成 29 年 1 月 6 日から 平成 29 年 2 月 4 日まで	パブリックコメント制度による意見募集
平成 29 年 2 月 21 日	第4回安城市農業振興協議会幹事会 【議題】 ・第2次安城市食料・農業・交流基本計画（案）について ・答申案について
平成 29 年 3 月 3 日	第4回安城市農業振興協議会 【議題】 ・第2次安城市食料・農業・交流基本計画（案）について ・答申案について
平成 29 年 4 月 1 日	第2次安城市食料・農業・交流基本計画施行

## 5 安城市農業基本条例

平成 17 年 3 月 25 日  
安城市条例第 14 号

### 目次

#### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）
- 第 2 章 基本的な施策
  - 第 1 節 食料・農業・交流基本計画（第 11 条）
  - 第 2 節 施策についての基本的な事項（第 12 条）
  - 第 3 節 食料に関する施策（第 13 条—第 15 条）
  - 第 4 節 農業に関する施策（第 16 条—第 22 条）
  - 第 5 節 交流に関する施策（第 23 条・第 24 条）
- 第 3 章 安城市農業振興協議会（第 25 条）

#### 附則

私たちのまち安城は、日本デンマークを培った広大な大地と豊かな自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により農業と文化をはぐくみ、今日まで発展してきた。

しかしながら、近年、産業の発展につれ物質的に豊かで便利になる一方で、農地など身近な自然を減少させるにとどまらず、地域内の農産物を直接消費する機会も減少してきている。

安全な食料が安定的に供給されることなくしては、健康で豊かな暮らしを築くことはできない。

環境の保全が地球的規模で課題となっている今日、私たちは、今一度、地域の農業を見つめ直し、市民、農業者等が相互の交流を通じて農地や農業用水が有する多面的機能に関する理解を深めるとともに、農業の自然循環機能が維持増進されるようにその持続的な発展を図っていかなければならない。

私たちは、このような認識の下に、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを推進し、都市と農村とが調和したまち安城の発展に資するため、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、農業が支える安全で安心な暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに市、農業者、事業者、農業団体及び市民の責務又は役割を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的な施策を定めることにより、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって本市の農業の持続的な発展及び市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (2) 農業の自然循環機能 農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。
- (3) 地産地消 生産者と消費者との相互理解の下に、地域で生産された農産物をその地域で消費することをいう。
- (4) 食育 農産物の生育に関する知識を習得すること、食材を選択する力を養うこと、多様な調理法を知ること、味覚豊かな食生活を大切にする事その他の健全な心身を培うための食生活に関する様々な教育をいう。
- (5) 産地化 地域で生産される農産物の品種又は品質の特性を生かし、その地域特有の農産物として優位に生産、加工、流通又は販売がされるよう産地形成を図ることをいう。
- (6) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき、農業者が自ら作成した農業経営改善計画が、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び農用地の効率的かつ総合的な利用の観点に照らして適当である旨の市の認定を受けた者をいう。

## (食料の供給の在り方に関する基本理念)

第3条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることを踏まえ、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び災害等の不測の事態への対応にも貢献することを目標として、将来にわたって安全な食料が安定的に供給されなければならない。

## (農業の発展の在り方に関する基本理念)

第4条 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全への配慮がされ、農業の自然循環機能が維持増進されること

により、その持続的な発展が図られなければならない。

（地域住民と農業者との交流等の在り方に関する基本理念）

第5条 地域住民と農業者との交流その他の市民及び組織間の交流は、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを推進するための相互理解及び連携を深める上で欠くことのできないものであることを認識して、積極的かつ継続的に行われなければならない。

（市の責務）

第6条 市は、前3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、農業者、事業者、農業団体及び市民並びに国、県その他の機関と連携して、農業が支える安全で安心な暮らしづくりに関する基本的かつ総合的な施策（以下「施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

（農業者の役割）

第7条 農業者は、自らが安全な食料を安定的に供給する主体であることを認識して基本理念の実現に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

（事業者の役割）

第8条 食料の加工、流通又は販売に携わる事業者は、基本理念にのっとり、地域で生産された農産物を積極的に使用し、又は活用するよう努めるとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

（農業団体の役割）

第9条 農業に関する活動を行う団体（以下「農業団体」という。）は、関係機関と連携して基本理念の実現に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

（市民の役割）

第10条 市民は、農地及び農業用水が水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を有することその他の農業に関する理解を深め、地域で生産された農産物を積極的に消費するよう努めるとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

## 第2章 基本的な施策

### 第1節 食料・農業・交流基本計画

第11条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念にのっとり、食料・農業・交流基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 施策についての基本方針
- (2) 食料自給率の目標
- (3) 農地及び農業用水の有効利用に関する目標
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要



な事項

- 3 基本計画は、施策の効果が評価できるように定めるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、安城市農業振興協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 市長は、食料及び農業をめぐる情勢の変化、食料及び農業に対する市民の意識の変化、農業に関する市民の交流の状況並びに施策の評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

## 第2節 施策についての基本的な事項

第12条 施策の策定及び実施は、基本計画にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携が図られるように行われなければならない。

- (1) 安全な食料の安定的な供給を支援すること。
- (2) 地産地消を推進すること。
- (3) 食育を推進すること。
- (4) 農業の担い手を育成し、及び確保すること。
- (5) 農地、農業用水その他の農業資源を確保し、及び環境との調和に配慮して整備すること。
- (6) 農地の計画的かつ効率的な利用を促進すること。
- (7) 農業の自然循環機能が維持増進されるように、農業の推進を図ること。
- (8) 農村における住環境の整備及び良好な景観の保全を図ること。
- (9) 地域住民と農業者との交流その他の交流を促進すること。

## 第3節 食料に関する施策

(食料の安全性の確保等)

第13条 市は、市民が安心して食料を消費することができるよう、食料の安全性の確保及び品質の改善に必要な支援その他の施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第14条 市は、食料自給率の向上及び健康の保持増進が図られるよう、地産地消を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進)

第15条 市は、市民が健全な食生活を築くことができるよう、食育を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

## 第4節 農業に関する施策

(担い手の育成及び確保)

第16条 市は、認定農業者その他農業経営に意欲のある農業者が農業の中心的役割を担うような農業構造を確立するため、これらの者が誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、社会の変化に対応できる多様な農業の担い手の育成及び確保を図るため、

次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農業経営の法人化の推進
- (2) 家族農業経営の活性化及び集落を基礎とした農業経営の推進
- (3) 新たに就農しようとする者への支援
- (4) 女性の農業経営への参画の推進
- (5) 高齢者が生きがいを持って農業に携わることができる環境整備の推進  
(農地の確保等)

第 17 条 市は、農業生産に必要な農地及び農業用水の確保並びにその有効利用を図るため、計画的かつ効率的な土地の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。  
(生産の振興)

第 18 条 市は、食料の安定的な供給に必要な農業生産の確保及び振興を図るため、農産物の品種改良又は品質改善に資する技術の開発及び普及に必要な支援をするとともに、産地化の推進及び農業団体と連携した適地適産の推進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、食料自給率の向上を図るため、水田の積極的な高度利用が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。  
(環境保全型農業の推進)

第 19 条 市は、農業の自然循環機能が維持増進されるよう、地球環境保全に貢献する農業の推進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、農業による環境への負荷の低減を図るため、化学肥料及び農薬の適正な使用に関し必要な施策を講ずるものとする。  
(農業経営の安定)

第 20 条 市は、認定農業者、新たに就農しようとする者等が農業経営者としての強い自覚が持てるよう、その意識改革のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、農産物の価格の著しい変動、産地化の推進に伴う収穫量、価格等の不安定等が農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な支援その他の施策を講ずるものとする。  
(農村の総合的な振興)

第 21 条 市は、秩序ある土地の利用並びに良好な景観の形成及び保全に配慮しつつ、農村が良好な定住の場となるよう、地域の特性に応じた住環境の整備その他の農村の総合的な振興に必要な施策を講ずるものとする。

(農業団体への支援)

第 22 条 市は、農業団体が基本理念の実現に資することができるよう、その組織の効率化の支援その他の農業団体の健全な発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第 5 節 交流に関する施策

(交流の推進)

第 23 条 市は、市民、農業者、事業者及び農業団体が自発的に農業に関し相互の

交流を促進することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 食料の供給及び流通その他の農業に関する幅広い情報の提供
- (2) 交流の機会の積極的な確保
- (3) 交流の場及び施設の充実
- (4) 農業体験その他の農業に参加する取組の推進  
(広域的な交流)

第24条 市は、交流の場及び施設を活用して、前条に掲げる者相互の地域を越えた広域的な交流が促進できるよう、必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 安城市農業振興協議会

第25条 市に安城市農業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、第11条第4項及び第7項の規定により市長に意見を述べるほか、市長の諮問に応じ、この条例の施行に関する重要事項を調査審議する。調査審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができる。

3 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 農業者
- (3) 事業者
- (4) 農業団体の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

4 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 6 安城市農業振興協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市農業基本条例（平成17年安城市条例第14号。以下「条例」という。）第25条第5項の規定に基づき、安城市農業振興協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第4条 協議会に、条例第25条第2項に規定する事務に係る専門的な事項の調査審議を行うための専門部会を置くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、産業振興部農務課で処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 7 用語の解説

### 【あ行】

#### ICT技術(P11)

Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本ではすでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT＝情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

#### 安城市食育推進計画(P3,12,15,22)

食に関わる様々な問題を解決するために、市民一人ひとりが食育に関する活動に取り組み、正しく食生活を管理し、安全な食を選び、食生活を楽しむことを目的につくられた、市の食育推進計画のこと。

#### 安城市地域農業再生協議会(P32,33)

経営所得安定対策等の実施に必要な現場における推進活動や要件確認等を行う地域段階の事業実施主体のこと。

#### 安城市農畜産物特産品協議会(P20)

市、JAあいち中央、安城商工会議所、愛知県農業改良普及課で構成される協議会で、特産品の販路拡大、流通の促進に関する事業等を行う。

#### アンフォーレ(P48)

図書情報館を中心とした公共施設棟を始めとし、イベント広場や公園、民間経営による駐車場棟や商業施設棟がある複合施設。学び・健やか・交わりの場として、情報発信並びに学び・健康づくり及び多様な交流と活動を促進し、中心市街地の賑わいの創出・活性化を目指すもの。

#### 一般財団法人安城市学校給食協会(P22)

平成27年(2015年)4月に一般財団法人として発足した協会で、市内の小学校21校、中学校8校、幼稚園4園、保育園23園に安全・安心でおいしい給食を提供するため、食材調達業務、市内3箇所の学校給食共同調理場での給食調理業務及び各校・各園での給食配膳業務など給食全般にわたる業務を実施している。

また、平成29年(2017年)4月からの公益財団法人化に向けて食育推進事業に力を入れている。

## 【か行】

### 家族経営協定(P15,25)

農家の家族従事者が、労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にするため、家族内で作られるルールのこと。労働報酬、経営方針の決定、収益の分配、労働時間、休日などについて定められる。

### 汽水湖(P3)

海水の影響により、多少塩分を含む湖沼のこと。

### GAP手法(農業生産工程管理手法)(P15,17)

GAPとは、農業者自らが、(1) 農作業の点検項目を決定し、(2) 点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3) 記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4) 次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理」(プロセスチェック手法)のこと。

### グローバル GAP 手法(P17)

欧州を中心に世界 100 カ国以上で実践されている GAP(Good Agricultural Practice：適正農業規範)の世界標準。グローバル GAP では、農業生産・取扱いにおける農産物の安全管理手法や労働安全、持続可能な農業を行なうための環境保全型農業実践のためのチェック項目が具体的に定められている。

### 経営所得安定対策(P13,15,33,41)

経営が不安定な農業者を支援するため、赤字農家に対し、農産物の販売価格と生産コストの差額を直接交付する制度。

### 兼業農家(P10)

世帯員が農業以外の所得を得ている農家。農業所得を主とする第一種兼業農家と農業以外の所得を主とする第二種兼業農家に分けられる。

### 耕作放棄地(P50)

所有している耕地のうち、過去 1 年以上作付けがされず、この数年の間に再び作付けする考えのない耕地のこと。

### 洪積層(P3)

約 200 万年前から 1 万年前までの間に河や海、火山活動などにより堆積した地層のこと。

**米政策の見直し(P33)**

市による生産数量目標の配分を見直し、生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指すもの。

**【さ行】****(農業の)自然循環機能(P38,41)**

稲わらや家畜排せつ物などをたい肥として農地に還元することによって、①土壌の物理性が改善され生産力が増進する。②養分として再び作物に吸収される。③土壌中の微生物が多様化する。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有しており、これを総称して農業の自然循環機能という。

**産地直売施設(P18,19)**

農産物を作った人が、卸売市場などを介さずに使う人に直接売る施設のこと。

**市街化区域、市街化調整区域(P3,15,30,43)**

都市計画法に基づき、無秩序な土地利用を防止し、秩序ある調和のとれた土地利用を誘導する区域を都市計画区域という。このうち、市街化を図るべき区域を市街化区域といい、これに対して市街化を抑制する区域を市街化調整区域という。

**市民農園(P15,42,43)**

住民がレクリエーション、生きがいづくりなどの目的で野菜や花の栽培を行う農園のこと。

**食育(P2,3,12,14,15,21,22,47,54)**

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための教育。

**食と緑の基本計画(P2)**

愛知県が「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の理念の実現を図るため、全ての県民が生活者として取り組む内容や県が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するための事項を定めたもの。

**食料自給率(P18,19,28,41,54)**

国内で消費される食料を、国産でどの程度まかなえているかを示す指標。

#### 食料・農業・交流推進事業(P41)

農業に係る市独自の補助事業。3年ごとに事業内容の見直しを行い、その時代ごとの課題を解決するため、各集落の農用地利用改善組合等が行う事業に対し、補助を行っている。

#### 代かき(P38,39)

田植えのために、田の水を入れトラクターなどで土を細かく砕いて、土の表面を平らにする作業のこと。

#### 食料・農業・農村基本計画(P2)

食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容としている。

#### 水源かん養林(P13,15,28,29,31)

雨や雪などの降水を土壤に浸透・保水し、時間をかけ河川へ水を供給する機能を持っている森林のこと。

#### 水田フル活用ビジョン(P32,33)

地域の特色ある魅力的な製品の生産振興、戦略作物の生産性向上等を推進していくために、平成28年度(2016年度)を目標として策定した水田活用、作物生産の方向性を示す県段階、地域段階の取組方針。

#### 青年就農給付金(P26)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために行う、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金のこと。

#### 生物多様性(P13,42)

遺伝子、種、生態系など全てを包括する言葉で、地球上の生物の多様さと、自然の営みの豊かさを指している。

#### 専業農家(P10)

農業所得のみで生計を営む農家のこと。



**【た行】****第8次安城市総合計画(P2)**

長期的・総合的な視点でこれからの市のまちづくりを進めるための指針となるもので、平成28年度(2016年度)から平成35年度(2023年度)までの8年間を計画期間とする総合計画。

**多面的機能(P1,2,13,15,28,38,42,43,52)**

農業は食料を生産するだけでなく、国土や自然環境を守る役割を併せもっており、洪水・土砂崩れなどの防止、伝統的な文化の継承、人々に安らぎを与える景観の維持などがあげられる。このような役割を農業の「多面的機能」という。

**多面的機能支払交付金(P43)**

農業の持つ多面的機能が適切に発揮されるよう農地や農業用施設の維持、保全を図るために行われる地域の共同活動を支援する交付金。

**たん水(湛水)(P15,29)**

水がたまること。ここでは、降雨による河川の増水により、農作物に被害が発生するほど農地に水がたまること。

**地産地消(P2,12,14,18,28,34,35,47,48,54)**

生産者と消費者との相互理解のもとに、地域で生産された農産物をその地域で消費すること。

**沖積層(P3,35)**

約1万年前から現在までの間に川や海などの作用により堆積した地層のこと。

**デンパーク(P15,19,23)**

平成9年(1997年)に開園した安城産業文化公園の愛称。現在は、公益財団法人安城都市農業振興協会が指定管理者となり管理運営を行う。平成28年(2016年)12月に入園者1,100万人を達成した。

**土地改良区(P29,45)**

土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体のこと。かんがい排水事業やほ場整備事業などを実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理を行っている。

## 【な行】

### 認定新規就農者(P15,26,40,54)

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けたもの。認定新規就農者は、農業経営を開始するために必要な資金を長期無利子で借入れできる（青年等就農資金）ほか、技術・経営指導等が受けられる。

### 認定農業者(P9,10,15,24,30,33,40,41,54,57)

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、5年後の農業経営改善計画を作成し、市町村の基本構想に照らし適切であるものとして市長の認定を受けた者。

### 農業委員会(P25,29,31)

農業生産力の向上及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会等に関する法律に基づき市町村に設置されている農業者の代表機関のこと。

### 農業振興地域(P28)

総合的に農業振興を図り、優良な農地を確保するために国の定める指針に基づいて都道府県が指定した地域。

### 農業振興地域整備計画(P29)

優良な農地を確保・保全するとともに、地域農業の振興を図るための総合的な計画をいい、農用地利用計画、農業生産基盤の整備・開発計画などの事項が定められている。

### 納税猶予農地(P30)

農地を相続した者が、農業を20年間継続することを条件に、相続税の納税猶予を受けている農地。また、農地などを一括して生前贈与された者が、贈与者の死亡時まで農業を継続することを条件に、贈与税の納税猶予を受けている農地のこと。

### 農村生活アドバイザー(P48)

産業として魅力ある農業を確立するとともに、住みやすい農村社会を実現するために、先導役として愛知県知事が認定した、優れた能力と豊かな人間性をもった農村女性のこと。

**農地中間管理事業(P28,30,32)**

担い手への農地集積・集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）が、農地の借受け・貸付け、管理、基盤整備等による利用条件の改善を行う事業。

**農地の高度利用(P10,13,15,33,34)**

地域自らの取組により、農地の面的集積を担う特定農業法人に対する支援充実や、新たに参入を目指す多様な担い手に対する支援措置を通して、地域特性に応じた持続可能な農地利用をすること。

**農地利用最適化推進委員(P25,31)**

農業委員会等に関する法律に基づき、市町村長の任命制である農業委員とは別に農業委員会から委嘱され、担当地域において農地等の利用の最適化を推進するために現場活動を行う者のこと。

**農地利用集積円滑化事業(P28,30,32)**

農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、農地所有者から農地の貸付け等について委任を受けて、その者の代理をして貸付け等を行う「農地所有者代理事業」を基本として、その他「農地売買等事業」や「研修等事業」の3事業から構成されている。

**農用地区域(P8,42,43,54)**

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行にかかる区域内の生産性の高い農地など、今後10年以上の長期に渡り農業上の利用を確保すべき土地（優良農地等）として、安城市農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画で定められた区域。

**農用地利用改善組合(P6,10,15,25,30,34,41,45)**

農業経営基盤強化促進法に基づいて設立され、市町村基本構想に定める基準に適合する区域（集落などの一定の地縁的なまとまりを持つ区域）をその団体の地区とし、農地の利用調整等を行う団体のこと。

**【は行】****バイオマス(P38)**

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

### パイプライン化(P29)

農業用水路である開水路の老朽化等による漏水を防止し、水質改善、水管理作業の負担軽減を図るため、農業用水路を管路化し、地中に埋設すること。

### HACCP(ハサップ)(P17)

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

### 畑・樹園地お見合いシステム(P26,27)

貸付けを希望する畑及び樹園地の情報を記載した台帳を作成し、借受希望者に情報提供することで、意欲ある耕作者への利用権設定を促進するシステム。

### 畑・樹園地利用促進制度(P26,27,30)

これまでの農地を借りるための要件を見直し、農地（畑及び樹園地に限る）を借りやすくすることで、利用権設定（賃借権の設定等）を促進し、遊休農地の発生を防止するとともに、畑作物及び梨、いちじく等の特産品を含む果樹生産の振興を図るための制度。

### 人・農地プラン(P15,25)

持続可能な力強い農業の実現を目指し、その基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくための「未来の設計図」を記したもの。

### フードマイレージ(P21)

イギリスのNGOによるフードマイルズ運動（なるべく身近でとれた食料を消費することによって食料輸送に伴う環境負荷を低減させていこうという市民運動）の考え方を参考に、農林水産省農林水産政策研究所において開発された指標。

### V溝直播(P39)

開口部 2cm 深さ 5cm の V 字溝へ、種子を直接播種する一方法。育苗や移植が不要で同時に施肥を行うため、大きな省力効果を発揮する。

**フェロモン剤(P15,39)**

生物が体外に分泌し、同種の固体間で作用する化学物質のことで、雌の昆虫が体内に持つ誘引化学物質を合成したもの。雄を誘引したり、雌との交信、交尾をかく乱し、特定の害虫からの被害を軽減する目的で使用されている。

**ふれあい田んぼアート(P15,50,51,54)**

水田をキャンバスに見立て、色の異なる稲を使って巨大な絵を描き出す芸術のこと。平成19年(2007年)から毎年、地元農業者等からなる実行委員会が事業に取り組んでいる。

**ブロックローテーション(P10,32,33)**

地域の農地をいくつかのブロックに分け、それぞれのブロックに作付けする作物(米、麦、大豆など)を順番に替えていくこと。

**法人化(P15,24,25)**

個人事業主が会社法人(株式会社、合同会社など)や農事組合法人を設立すること。

**ほ場(P13,15,29,34,39)**

作物を栽培する田畑のこと。

**ほ場整備(P29)**

区画の規模・形状の変更、用排水、道路等の整備などによる生産性の向上を目的とする農地の基盤整備のこと。

**【ま行】****マーケットイン(P12,41)**

消費者の立場に立って、消費者が実際に必要とするものを提供していこうとする考え方。

**まちなか産直市(P48)**

中心市街地の活性化を目的として、毎月第4土曜日に新鮮な産直野菜などを販売するイベント。

**明治用水土地改良区(P29,31)**

市を始め西三河地域の8市、受益面積約5,500haの農地をかんがいしている明治用水等の農業水利施設を管理する土地改良区。明治用水は現在農地のかんがいばかりでなく工業用水としても活用されている。

## 【や行】

### 遊休農地(P26,27,31)

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農地のこと。

### 優良農地(P15,28,29,43)

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった良好な営農条件を備えている農地のこと。

## 【ら行】

### 利子補給(P26,41)

市が、特定の融資を行なった金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部または全部に相当する金額を給付すること。

### リスクコミュニケーション(P12,15,16,17)

消費者、事業者、市関係者などの間で、リスクに関する情報を共有すること。

### 利用権設定(P15,26,27,30)

農業上の利用を目的とした賃借権等を設定するものであり、農業経営基盤強化促進法に基づき、小作権を伴わない農地の貸し借りができる制度。

### 緑道(P15,42,43)

管路化された明治用水の上部を有効活用するために整備された緑地や遊歩道をいう。緑道は市民の散歩、ジョギング、サイクリング等に活用されている。

### 6次産業化(P15,18,20)

「6次産業」は、1次産業である農産物を生産するだけでなく、2次産業である加工業が付加価値をつけて、3次産業であるサービス業が流通・販売にも関わって、できるだけ収入をあげていこうという動きの名称であり、このような経営の多角化のことを6次産業化という。

1次産業（生産）×2次産業（加工）×3次産業（流通・販売）＝6次産業

### 露地野菜(P9,35)

生育期間のほとんどを自然環境下で栽培した野菜のこと。